

最低工賃の改正決定に関する公示

福井労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき福井県衣服製造業最低工賃（令和4年福井労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月6日

福井労働局長 石川 良国

福井県衣服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業種	品目	工程	規格	金額
婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		1枚につき 25円
		鍵ホック付け		1組につき 35円
		糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円
		スナップ付け		1組につき 29円
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円

			根巻き以外 のもの	1個につき 13円
		×印し つけ止 め		1か所につ き 10円
	ブラウ ス	糸くず 取り		1枚につき 20円
スポー ツ服製 造業	トレー ニング シャツ	糸くず 取り		1枚につき 17円
		オーブ ンファ スナー 付け	ステッチ入 れを含む	1枚につき 101円
	トレー ニング パンツ	糸くず 取り		1枚につき 14円
		腰ひも 通し	両端結びを 含む	1枚につき 10円
		ファス ナー付 け		1枚につき 70円
下着 製造	スリッ プ	カット ワーク	上下2か所 以上カット ワークする もの	1枚につき 28円

## 業

	糸くず 取り	18 か所以上 のもの（1 センチメー トル四方内 に糸が複数 ある場合も 1 か所と数 える。）	1 枚につき 18 円
その他 の下着	糸くず 取り	18 か所以上 のもの（1 センチメー トル四方内 に糸が複数 ある場合も 1 か所と数 える。）	1 枚につき 18 円
		11 か所以上 のもの（1 センチメー トル四方内 に糸が複数 ある場合も 1 か所と数 える。）	1 枚につき 12 円

			9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 11円
--	--	--	---	--------------

4 効力発生の日  
令和7年4月5日